○農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**二五）　五三四
○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**三二）　五三八
○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（**同**三三）　五三八
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（**国土交通**二三）　五三八
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（**同**二四）　五三八
○北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（**同**二五）　五三九

〔告　示〕

○租税特別措置法施行令第四十条の四の四第六項及び第七項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の四第二項第四号及び第七号の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用、医療機関及び施設（**内閣府**四八）　五三九
○特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（**同**四九）　五四〇
○租税特別措置法施行規則第二十条第七項第一号又は第二十二条の二十三第七項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件等の一部を改正する告示（**国家公安委・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛**一）　七九六

○運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定に基づき平成二十七年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を定める件（**総務**一四五）　七九九
○特定通信・放送開発事業の実施に関する指針の一部を改正する件（**同**一四六）　七九九
○通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する基本的な方針を定めた件の一部を改正する件（**同**一四七）　七九九
○無線局運用規則第百四十条の規定による標準周波数局の運用に関する件の一部を改正する件（**同**一四八）　七九九
○通信・放送融合技術の開発の促進に関する基本的な方針を定める件の一部を改正する件（**同**一四九）　七九九
○国立研究開発法人情報通信研究機構が政府出資等に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件の一部を改正する件（**同**一五〇）　八〇〇
○国立研究開発法人情報通信研究機構が民間等出資に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件の一部を改正する件（**同**一五一）　八〇〇
○国立研究開発法人情報通信研究機構が通信・放送開発金融関連業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件の一部を改正する件（**総務・財務**一）　八〇〇

○国立研究開発法人情報通信研究機構が通信・放送開発金融関連業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件の一部を改正する件（**同**二）　八〇〇
○標準電波の周波数に関する件の一部を改正する件（**総務・文部科学**二）　八〇〇
○所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（**財務**九九）　八〇〇
○所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇〇）　八〇一
○法人税法施行規則第八条の三の十第三項（同令第二十六条の三第四項及び第三十七条の三の二第三項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第三項（同令第二十六条の三第三項、第二十六条の五第二項、第三十七条の三の二第四項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（**同**一〇一）　八〇一
○法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇二）　八〇二

○法人税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇三）　八〇三
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇四）　八〇三
○日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件（**同**一〇五）　八〇三
○登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇六）　八〇三
○登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇七）　八〇四
○消費税法施行令第十四条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき財務大臣が指定する資産の譲渡等を定める件の一部を改正する件（**同**一〇八）　八〇四

（以下次のページへ続く）